

参考資料 ～景観法について～

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的（景観法：第一章を引用）とし、平成17（2005）年6月1日に全面施行された景観を守る体系的な法律である。

なお、景観法自体が直接、都市景観を規制するのではなく、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際の法制度となっている。都市緑地法、屋外広告物法とともに景観緑（みどり）三法と呼ばれている。

この景観法ができるまでは、わが国では景観を守る体系的な法律はなく、都市計画法、建築基準法などによる美観地区・風致地区・伝統的建造物群保存地区（歴史的町並保存地区）や屋外広告物法、古都保存法などにより断片的に保護されてきた。また、景観に関する条例を制定している地方公共団体もあったが、財産権の規制は国の法律では定められていなかったため、規制力のない行政指導にとどまっていた。

この景観行政を担う景観行政団体は、次のとおりである。

- ・指定都市・中核市
- ・その他の市町村は、都道府県との協議・同意により景観行政団体となることができる
- ・その他の地域は都道府県

景観行政団体は、公聴会など住民の意見を反映させる手続を経て、良好な景観の形成に関する計画である「景観計画」を定めることができる（8、9条）。

この景観計画には、次のような項目を取り入れることとしている。

- (1) 景観計画の区域（景観計画区域）における景観形成の方針
- (2) 景観区域内の行為の制限に関する事項
- (3) 重要建造物や重要樹木の指定
- (4) 道路・河川等景観の形成上重要な公共施設の整備・許可に関する事項
- (5) 棚田（たなだ）など景観保全のための農業振興地域整備計画の策定
- (6) 自然公園法の許可の基準

また、景観計画は、住民提案制度により土地所有者等の3分の2以上の同意のもとに、住民の側から、景観行政団体に対し計画策定の提案をすることが可能となっている（11条）。

景観計画区域内では、景観行政団体の長がデザインや色・高さなどが周囲とあわないと判断すれば、設計の変更等を勧告することができる（16条）。

さらに、条例で、良好な景観の形成のためにとくに必要であると認める行為（特定届出

対象行為)を定め、その制限に適合しない建築物等の意匠や形態について必要な限度で変更その他の措置を命令できる(17条)。

また、景観行政団体がつくる景観計画とは別に、市町村では、市街地における良好な景観の形成を図るため、都市計画に「景観地区」を定めることができる(61条、都市計画法8条1項6)。これは都市計画法に基づき、より強力な規制力をもつものである。

なお、景観保全の実務を担当または支援する組織として、景観整備機構がつけられる(92条以下)。